

全軽自協 第26 - 159号  
平成26年7月16日

軽自動車検査情報提供サービス利用者 各位

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

### 軽自動車検査情報の適正な利用について

日頃より弊連合会の軽自動車検査情報提供サービス業務についてご理解ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

軽自動車検査情報提供サービスのご利用については、「軽自動車検査情報提供サービスの利用に関する規約」に則り、適正にご利用頂いているところではございますが、今般、軽自動車検査協会より「軽自動車検査情報提供業務取扱規程（平成20年3月28日協会規程第3号）」に規定されている「他人への提供の禁止」について、改めて徹底を図る旨の指導を受けたことから、提供を受けた軽自動車検査情報を他人に提供する際は、必ず編集又は加工していただき、他人が編集又は加工ができないものにした状態で提供していただくよう周知致します。

また、軽自動車検査協会からの指導を踏まえ、サービス利用規約を改正する予定となっておりますので、後日ご案内申し上げます。

利用者の皆様におかれましては、本通達の趣旨をご理解の上、引き続き軽自動車検査情報の適正利用にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 軽自動車検査情報提供業務取扱規程（抜粋）

##### （他人への提供の禁止）

第12条 情報利用者は、提供を受けた軽自動車検査情報（その一部を削除し、若しくは並べ替え、又はその形式を変更しただけのものであって、かつ、他の情報が付加されていないものを含み、編集し、又は加工することができないものを除く。）を他人に提供してはならない。